

公布された条例のあらまし

佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第1号）

- 1 この条例は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、職員の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、職員が賠償の責任を負う額から免責する額について定めることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- 4 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第2項及び第3項）

佐賀県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、佐賀県職員の服務の宣誓に関する条例ほか4条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 佐賀県立総合看護学院が廃止され、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館へ設置者が変更されることに伴い、県を退職し、引き続いて同法人に使用される者となった場合の退職手当の取扱いを定めることとした。（附則第39条関係）
- 2 この条例は、佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（令和2年佐賀県条例第19号）の施行の日の前日から施行することとした。

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 職員が航空機に搭乗して行う作業に従事したときは、航空機搭乗作業手当を支給することとした。（第31条の5第1項関係）
- 2 1の手当の額は、作業に従事した時間1時間につき2,300円を超えてはならないこととした。（第31条の5第2項関係）
- 3 1の手当の1か月の総額は、2による額に80を乗じて得た額を超えてはならないこととした。（第31条の5第3項関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更の単位を改めることとした。（第5条関係）
- 2 夏季休暇の取得期間及び日数を改めることとした。（第11条関係）
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1については、規則で定める日から施行することとした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を踏まえ、条例で定める社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を知事が所管することとするため、所要の改正を行うこととした。

- 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 佐賀県立図書館設置条例ほか 9 条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第 2 条～第 11 条関係）
佐賀県部設置条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）
 - 1 統計に関することを政策部が行うこととし、市町その他の地方公共団体の行政一般に関することを総務部が行うこととした。（第 2 条関係）
 - 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）
 - 1 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス容器検査の検査区分が改められたことに伴い、高圧ガス容器検査又は高圧ガス容器再検査手数料の対象に圧縮水素自動車燃料装置用容器を追加することとした。（別表第 1 関係）
 - 2 指定試験機関へ一部委任していた調理師試験の実施に係る事務を、令和 2 年度から全部委任することに伴い、当該試験手数料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）
 - 3 毒物及び劇物取締法の改正により、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務が知事の事務とされることに伴い、当該登録等の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
 - 4 覚せい剤取締法の改正に伴い、法律名及び引用語句の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
 - 5 国内の豚熱発生状況に鑑み、豚熱の予防注射に係る手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
 - 6 漁業法の改正に伴い、引用条項、引用語句等の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
 - 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、簡易な評価方法を用いた建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
 - 8 古物営業法の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
 - 9 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1、2、3 及び 8 については令和 2 年 4 月 1 日から、4 については医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）第 4 条の規定（覚せい剤取締法第 9 条第 1 項第 2 号の改正規定を除く。）の施行の日から、6 については漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）第 1 条の規定の施行の日から施行することとした。
佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）
 - 1 浄化槽法の改正に伴い、新たに知事の権限に属することとなった事務の一部を佐賀市が処理することとした。（第 2 条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）
 - 1 内部統制に関する方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書の審査意見は、審査に付された日から 60 日以内に、知事

に提出しなければならないこととした。（第8条関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第5号。以下「改正条例」という。）により、週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更の単位が改められることに伴い、部活動指導業務等に係る教員特殊業務手当の支給要件を変更することとした。（第8条関係）
- 2 この条例は、改正条例附則ただし書の規則で定める日から施行することとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 県立学校職員の定数を3,191人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を5,837人に増員することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を踏まえ、教育職員の服務を監督する教育委員会は、その定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする事とした。（第7条関係）
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用条項等の整理を行うこととした。（第15条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（条例第15号）

- 1 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的とする事とした。（第1条関係）
- 2 県、事業者及び土地所有者等の責務及び市町の役割を定めることとした。（第3条～第6条関係）
- 3 特定事業を行うにあたって安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うこと、又は当該埋立て等を行う者に対し土地を提供することを禁止することとした。（第7条関係）
- 4 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとにあらかじめ知事の許可を受けなければならないこととする事とともに、許可手続き、許可要件等に関し必要な事項を定めることとした（第8条～第10条関係）
- 5 特定事業に着手したとき、及び特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときの知事への届出について定めることとした。（第12条及び第13条関係）

- 6 許可事業者は、特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、土砂等の崩落等の発生の防止のため必要な措置を講ずるとともに、知事は、廃止の届出があったときは、当該措置が講じられているかについて確認することとした。（第 17 条関係）
- 7 知事は、特定事業に使用された土砂等による災害を防止するために、許可事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第 21 条関係）
- 8 知事が特定事業の許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる要件について定めることとした。（第 22 条関係）
- 9 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業を行う者又は土砂等の埋立て等に係る土地所有者等に対し、報告を求め、又は職員に事務所、事業所等に立ち入り必要な検査、質問等をさせることができることとした。（第 25 条関係）
- 10 特定事業の許可に係る申請手数料について定めることとした。（第 26 条関係）
- 11 特定事業の許可を受けず特定事業を行った者等に対する罰則について定めることとした。（第 29 条～32 条関係）
- 12 その他所要の事項を定めることとした。
- 13 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 条関係）
- 14 特定事業の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができることとした。（附則第 2 条関係）
- 15 所要の経過措置を設けることとした。（附則第 3 条関係）
- 16 佐賀県環境の保全と創造に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第 5 条関係）
佐賀県社会福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）
 - 1 社会福祉法第 68 条の 5 第 1 項の規定により条例で定める社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営についての基準のうち無料低額宿泊所に係るものとして、次のとおり定めることとした。（第 6 条関係）
 - (1) 無料低額宿泊所の長は、暴力団員等であってはならないこと。
 - (2) 無料低額宿泊所は、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこと。
 - (3) 佐賀県生活保護法施行条例第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 8 号の規定は、無料低額宿泊所について準用すること。
 - 2 1 に定めるもののほか、佐賀県における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）で定める基準とすることとし、同令第 12 条第 6 項第 1 号八ただし書の規定は適用しないこととした。（第 6 条関係）
 - 3 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
佐賀県介護保険法施行条例等の一部を改正する条例（条例第 17 号）
 - 1 佐賀県介護保険法施行条例ほか 9 条例に規定する手数料について、災害その他の事由により特に必要と認められた場合等は、既納の手数料を還付することができることとした。
 - 2 佐賀県クリーニング業法施行条例に規定する手数料について、災害その他の事由により必要と認める場合は、手数料を減免することができる

きることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の役員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第 18 号）

1 この条例は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 19 条の 2 第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）

2 法第 19 条の 2 第 4 項の規定により、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、役員等が法人に対し賠償の責任を負う額から免責する額について定めることとした。（第 2 条関係）

3 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（条例第 19 号）

1 佐賀県立総合看護学院条例は、廃止することとした。

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）

1 佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率を改めることとした。（第 2 条関係）

2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例及び佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）

1 覚せい剤取締法の題名及び同法中の字句の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 1 条及び第 2 条関係）

2 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）第 4 条の規定（覚せい剤取締法第 9 条第 1 項第 2 号の改正規定を除く。）の施行の日から施行することとした。

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する規定を削ることとした。（第 1 条の 2、別表第 1 及び別表第 1 の 2 関係）

2 災害その他の事由により必要と認める場合は、手数料を減免することができることとした。（第 6 条の 2 関係）

3 災害その他の事由により特に必要と認めた場合等は、既納の手数料を還付することができることとした。（第 6 条の 3 関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、2 及び 3 については、公布の日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

1 動物の愛護及び管理に関する法律第 37 条の 3 第 1 項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を担当する職員を置くこととした。

(第19条の5関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 災害その他の事由により特に必要と認めた場合は、既納の手数料を還付することができることとした。(第10条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

家畜保健衛生所設置条例等の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 家畜保健衛生所設置条例ほか3条例に規定する手数料について、災害その他の事由により特に必要と認めた場合等は、既納の手数料を還付することができることとした。
- 2 佐賀県蜜蜂転飼条例及び佐賀県家畜人工授精料等徴収条例に規定する手数料について、災害その他の事由により必要と認める場合は、手数料を減免することができることとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県屋外広告物条例等の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 佐賀県屋外広告物条例ほか2条例に規定する手数料について、災害その他の事由により特に必要と認めた場合等は、既納の手数料を還付することができることとした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 知事は、申請者が2の要件を欠く場合は、浄化槽保守点検業の登録を拒否しなければならないこととした。(第6条関係)
- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に対し、登録の有効期間ごとに1回以上知事が定める研修を受けさせなければならないこととした。(第10条関係)
- 3 災害その他の事由により必要と認める場合は、手数料を減免することができることとした。(第16条の2関係)
- 4 災害その他の事由により特に必要と認めた場合等は、既納の手数料を還付することができることとした。(第16条の3関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、3及び4については、公布の日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 公営住宅法の改正に伴い、県公営住宅の明渡しを請求する場合の徴収金に係る利息の割合を改定することとした。(第40条関係)
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。